

## 「Awaji Startup Community」共同事業合意書

### 第1条(はじめに)

- 1 この共同事業合意書(以下「本合意書」といいます)は、株式会社パソナグループ(以下「パソナ」といいます)が、パソナの提供する「Awaji Startup Community」(以下「本コミュニティ」といいます)を利用して、淡路島において、パソナと次の事業を共同で展開することを希望する法人または個人(以下「共同事業者」といいます)との間の基本的な合意(以下「本合意」といいます)を定めるものです。
  - (1) 観光、文化、芸術、健康、食、教育など「人が集まる夢のある産業」の創造
  - (2) 淡路島で多くの雇用・新たな働き方の創出
  - (3) 社会課題の解決につながる事業
  - (4) 日本の未来を創る新たな産業の創出
  - (5) 上記のほか、淡路島を元気でわくわくした場所にするための事業
- 2 共同事業者は、共同事業の内容が具体的にになった段階で、パソナと個別具体的な契約を締結することになります。
- 3 パソナは、共同事業者に対し、本合意に基づき、第1項の事業を積極的に展開して欲しいと希望していますが、それは共同事業者に対する法的義務ではありません。

### 第2条(定義)

本合意書で使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)本コミュニティ:パソナが運営する「Awaji Startup Community」と称する SNS 上のコミュニティをいいます。
- (2)本ワークスペース:本コミュニティの場としてパソナが選定するコミュニケーションプラットフォーム「Slack」上のワークスペースをいいます。
- (3)入会:本コミュニティに参加するために、本ワークスペースの会員登録を行うことをいいます。
- (4)ユーザー:本ワークスペースを利用するために会員登録している共同事業者の担当者をいいます。
- (5)登録メールアドレス:本コミュニティに参加する目的で、ユーザーがパソナに提供したメールアドレスをいいます。
- (6)情報:ユーザーが本ワークスペースに投稿するプロフィール、イベント、メンバー紹介、人材募集、お仕事シェア、コメント、レビュー、画像、動画等その他一切の情報をいいます。
- (7)投稿:ユーザーが本ワークスペースに情報をアップロードする行為をいいます。

### 第3条(共同事業の合意)

- 1 本コミュニティへの参加を希望する個人または法人が別途パソナが定める入会申請手続きを行い、パソナが承諾した時点で、パソナとの間で、本合意書に基づく契

約が成立するものとします。

- 2 共同事業者は、本合意書に定める義務を負うものとします。なお、共同事業者は、本コミュニティの維持費の負担その他、本合意書に定めのない経済的な義務を負担することはありません。(ただし、本ワークスペースの利用に必要な機器、ソフトウェア、通信回線は共同事業者の負担で用意することとします。)
- 3 共同事業の内容が具体的になった段階で、パソナと共同事業者とは、お互いが行う業務の内容等を協議により定め、個別具体的な契約(以下「個別契約」といいます)を締結し、具体的な共同事業を行うものとします。なお、個別契約においては、共同事業者が、パソナとの協議により定めた、本合意書に定める以外の義務を負うことがあります。

#### 第4条(本ワークスペースの利用に関する合意)

- 1 本コミュニティは、株式会社セールスフォース・ドットコム(以下「セールスフォース」といいます)が提供する「Slack ワークスペース」を利用しており、共同事業者は、これを承諾するものとします。
- 2 共同事業者は、セールスフォースが定める次の規約を順守するものとします。
  - (1) [Slack 利用ポリシー](#)
  - (2) [ユーザー向けサービス利用規約](#)
  - (3) その他、本ワークスペースの利用に現在および将来適用されるすべての規約

#### 第5条(秘密保持義務)

- 1 パソナおよび共同事業者は、本合意に関して相手方から秘密である旨明示の上開示を受けた経営上、営業上、技術上の情報(以下「秘密情報」といいます)を秘密に保持し、本合意の範囲で使用するとともに、相手方の承諾なく第三者に開示または漏洩等しないものとします。ただし、次に定める情報は秘密情報として取り扱わないものとします。
  - (1) 開示の時点で既に保有していた情報
  - (2) 開示の時点で公知の情報、開示後自己の責によらず公知となった情報
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (4) 秘密情報によらず、独自に開発した情報
  - (5) 本ワークスペースに投稿した情報
- 2 パソナおよび共同事業者は、本合意が終了した場合または相手方から要請があった場合は、直ちに秘密情報の使用を中止し、相手方の指示に従い当該秘密情報を返還または破棄するものとします。
- 3 第1項の秘密保持義務は、本合意終了後5年間有効に存続するものとします。

#### 第6条(本合意の変更)

- 1 共同事業者は、本合意がパソナと複数の共同事業者との間で締結されている事情を理解し、パソナに対し、本合意書の内容を適宜変更することを承諾するものとします。
- 2 パソナは、本合意書の変更を行った場合、共同事業者に対し、次の方法で変更内容を告知するものとします。
  - (1) 本ワークスペースへの掲載
  - (2) 登録メールアドレスへの通知
- 3 共同事業者は、前記の変更が自己に不利益があると考えられる場合、変更日から1カ月の間、本合意を解除することができます。その場合、解除の効力は変更日の前日に遡るものとし、当該共同事業者は、変更後に定められた義務を負うことはなく、権利を行使することはできません。

#### 第7条(反社会勢力の排除)

- 1 パソナおよび共同事業者は、自ら(主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含みます)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」といいます)でないこと、過去5年間もそうでなかったことおよび反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。
- 2 パソナおよび共同事業者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。
3. 甲または乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合または前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本合意書および個別契約を解除できるものとします。なお、本合意書および個別契約を解除した当事者は、この解除によって解除された当事者に生じた損害について責任を負わないものとします。

#### 第8条(共同事業の解除)

- 1 共同事業者が本コミュニティからの退会を希望する場合、本合意および共同事業は解除されるものとします。なお、この場合、共同事業者は、当社所定の方法により、退会の手続きを行うものとします。
- 2 パソナは、共同事業者またはユーザーが次のいずれかの行為を行った場合には、本合意を解除することができるものとします。
  - (1) 虚偽の情報を提出して入会の申込を行ったことが明らかとなった場合
  - (2) 本合意書に違反した場合

(3) その他パソナが不適切と判断した場合

第9条(準拠法および管轄裁判所)

- 1 本合意書の準拠法は、日本法とします。
- 2 共同事業者とパソナ間で訴訟の必要が生じた場合、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

以上